

会 議 録

会議の名称	小金井市いじめ防止条例検討委員会	
事務局	小金井市教育委員会指導室	
開催日時	令和2年8月7日午後3時から午後4時45分まで	
開催場所	小金井市役所本庁舎3階第一会議室	
出席者	委員	小林委員長、原田副委員長、松嶋委員、山岸委員、前田委員、志波委員、川畑委員
	事務局	浜田指導室長、西尾指導主事、郷古指導係長、越指導係主任、増田指導係主事
傍聴の可否	ⓐ ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	4人	
会議次第	1 教育委員会あいさつ 2 事務局からの説明 3 主な協議内容 4 事務連絡	
発言内容・発言者名 (主な発言要旨)	別紙のとおり	
提出資料	(当日配布) 資料1 次第 資料2 小金井市いじめ防止対策推進条例(案) 資料3 小金井市いじめ防止対策推進条例(案)に対する意見及び検討結果について(案)	

	<p>1 教育委員会あいさつ</p> <p>2 事務局からの説明 *事務局より、前回の会議録の確認、今回の協議内容について説明した。</p> <p>3 主な協議内容</p>
<p>小林委員長</p>	<p>次第の順番に進めたいと思うが、良いか。最初の小金井市いじめ防止対策推進条例（案）に対する意見及び検討結果について（案）から願います。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>前回の協議内容を基にして、事務局でパブリックコメントに対する回答案を作成し、事前に委員の皆様へ送付した。条例の名称を変えた方が良いという意見に対しては、本日、話し合うので〇〇〇〇という形にしている。</p> <p>まず初めにこのような回答で良いか協議していただきたい。この後の協議によって回答を修正した方が良いということになるかもしれないが、その時点で考えていただきたい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>全部で10件あるので、2つくらいずつ協議するということが良いか。</p> <p>最初の2ページ分、いかがか。</p>
<p>前田委員</p>	<p>2番の回答の、「いじめの定義は非常に幅広く」というところが気になる。私が学校で指導している中では定義というのは1つ、要するに児童等が心身の苦痛を感じているものである。その中で、生徒が嫌な思いをしたということから対応していくと、犯罪行為に通ずるものであったり、嫌がらせ程度のものであったりすることがある。私の指導観では定義は1つで、それに当たる事例が幅広いという気がする。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>確かにそのように思う。その他に、いじめの定義について記載しているところはあるか。質問より回答の方に皆さん目を通して思うが。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>今の意見はその通りだと思う。一般的にいじめの定義は広いのかもしれないが、少なくともこの条例におけるいじめの定義があり、その定義に従って条例案を考えている。この回答では定義が幅広いということではなく、いじめの態様、事案といったものは幅広い、犯罪行為に該当するものやそうでないものも含めていじめの定義に該当する、ということになると思う。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>本条例のいじめの定義に相当する事案、態様は幅広く、その中には犯罪行為として取り扱われるものもある、しかしな</p>

<p>原田副委員長</p>	<p>がら、という感じで続けていくと流れとして分かりやすい。</p> <p>言おうとしていることは、この条例で扱ういじめは広くて、そのうちの一部が犯罪に該当する、いじめと犯罪はイコールではないということである。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>本日はこの場で直していくので、画面を見ながら、御意見をいただきたい。「いじめの事案、態様は幅広く」ということで良いか。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>いかが。</p> <p>それでは、次の3番、4番に移る。</p>
<p>志波委員</p>	<p>条例名の「推進」が硬い。国や東京都がそうなので、他の自治体でも初めの頃につくった条例は「推進」を使っている。それほど変わった名前は付けにくい。八王子、立川、大津など、子どものいじめ防止条例としているところもある。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>条例名はこの後の協議事項になっている。ここでは全体の回答の構成について協議したい。</p>
<p>志波委員</p>	<p>1番に戻って良いか。加害者に対して、加害児童生徒の指導、支援の観点について理念に追加するとなっている。そして、条例案では、基本理念の3番でいじめを受けた児童等の保護者及びいじめを行った児童等の保護者に対して必要な支援を行うと書いてある。これは前回の議論と外れるのではないか。加害者への対応をどうするかというのが前回の議論であり、寄せられた意見の内容だった。被害児童及び加害児童、並びに保護者に対する支援という表現にするべきではないか。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>今、協議していただきたいのは、パブリックコメントの回答の内容についてである。1番の方に対して、加害児童生徒への支援の観点について規定を追加するという回答で良いかということを確認していただきたい。次の協議の項目で、事務局から条例案の基本理念について説明してから、内容を協議していただきたい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>1番の回答はこれで良いか。</p> <p>3番、4番はいかがか。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>3番の下から3行目、「条例に規定があります小金井市いじめ防止対策」となっているが、表現や見かけの問題だが、「規定がある」で良いのではないか。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>ですます調ではなくということか。</p>

原田副委員長	4番にもある。「規定された」とか「規定がある」で良いのではないか。文末は、ですます調の方が良い。
小林委員長	「規定がある小金井市いじめ防止対策」とする。
原田副委員長	同じ回答が複数回出ている。
小林委員長	4番の後半にも同じ回答がある。他にもあれば、文中の「規定があります」は「規定がある」に直していきたい。 5番、6番にいきたい。良いか。 なければ、7番、8番に移る。
松嶋委員	少し戻っても良いか。5番の最後だが、「教職員が児童生徒により指導や支援を行うことができる環境の充実を図ってまいります。」というところは、「児童生徒により良い指導や支援を行うことができる」ということでどうか。
山岸委員	今の段落の文の「学校が」から「行うことができるよう」という部分は、その後と同じことを繰り返している。上はなくても良いのではないか。6番にも同じ文がある。
小林委員長	「より適切な」と「より良い」は、どちらが良いか。気持ちの問題になるか。
川畑委員	柔らかいのは、「より良い」だと思う。
小林委員長	5番、6番は良いか。 では、7番、8番に移る。7番の回答は今までに入っているものと一緒である。
原田副委員長	8番の第1段落の、「ご意見を頂きありがとうございます。」は冒頭に入った方が良いのではないか。第1段落の前後を入れ替えて、まず、感謝を述べてから、段落を変えて内容に入っていく方が良い。
小林委員長	次の9番、10番にあって良いか。ラストになるがよいか。 なければ議題の2番目、基本理念に移る。
事務局（西尾）	条例案の条文に移る。前回の協議で、前文の最後の段落、「温かい人間関係を築き」の前に「人権を尊重し合う」という言葉を入れるということになったので、確認してほしい。 基本理念に移るが、加害者のケアの視点を入れるということで、第3条の第3項を新たに加えた。事務局の案としては、いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等の心情及び背景を踏まえて行う、というところで、被害、加害両児童

	<p>等へのケアを行うとした。保護者に対しては、後半で、必要な支援を行うという形で条例案として作成した。この点について、協議していただきたい。</p>
<p>志波委員</p>	<p>いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等並びにその保護者に対する支援、という表現の方が良い。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>児童等に対しての指導、支援については、事務局の案としては、支援や指導という言葉ではないが、いじめ防止等のための対策は心情及び背景を踏まえ、という表現にしてみた。この表現では分かりづらいということであれば、御意見をいただきたい。</p>
<p>志波委員</p>	<p>加害児童等に対してどのようなことをするのか、読み取りづらい。具体的に支援とか対応を入れるべきである。心情だけでは分からない。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>条例上の言葉の定義として、いじめの防止等というのは、いじめの未然防止、早期発見及び対処としている、いじめの防止等のための対策というところに、早期発見や対処も含むことになるので、このような表現にしてみた。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>第3項の後段、「いじめを受けた」以降が、事務局の案では保護者のみが支援の対象となっているから、児童等が抜けていて足りないという趣旨でよいか。</p>
<p>志波委員</p>	<p>主体はむしろ児童等である。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>「いじめを受けた児童等及びその保護者並びにいじめを行った児童等及びその保護者」とすると、児童も保護者も両方であるということになる。意見の趣旨を踏まえて修正するとこのような感じになるか。</p>
<p>志波委員</p>	<p>大津市、立川市では、私が言ったような表現になっている。京都市は保護者が前面に出ている。大津市や立川市のような表現の方が良い。</p>
<p>山岸委員</p>	<p>児童等と保護者を分けるのではなくて、いじめた側といじめられた側で分け、そこに保護者と児童と一緒に載せると、無理なくどちらも入るのではないか。ただ、原田副委員長の意見のようにまとめると分かりやすいと思う。</p>
<p>事務局（郷古）</p>	<p>事務局としては、児童等も含めて規定を行う想定であった。原田副委員長の御提案の内容で対応したいと考えている。他に御意見があればいただきたい。</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第7回）

小林委員長	<p>文章が長いので、何となく座りが悪い。しかし、二文にするのも座りが悪いか。</p>
事務局（郷古）	<p>事務局の案は、全体のバランスをとりながら、加害者の視点も踏まえた対策を行うことを基本理念に規定したところである。一文が長くなってしまっているのは事実かもしれないが、そういったことを踏まえた案である。</p>
原田副委員長	<p>苦心の跡が見えたので敢えて触れなかったが、1つもややしていたものとして、いじめの防止等の対策とは防止から発見、対処という点だが、第3項は、「いじめを受けた」だから、いじめが起きた後のことだけが対象となることである。いじめの未然防止のためにいじめを受けた人に対してというのは本来的にはない。ただ、このように書いてはいけないということもないし、第1項からの全体のバランスという点からすると、先程の説明どおり、この形の流れで良いと思う。</p>
山岸委員	<p>今、一文が長いという話があったが、いじめの防止等のための対策はいじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等の双方に行わなければならないとして1回切って、その後で児童等と保護者に背景を踏まえて必要な支援を行うというように、2つに分けても良いのか。</p>
松嶋委員	<p>そもそも二文になっても良いのか。</p>
事務局（郷古）	<p>いけないというルールはない。</p>
松嶋委員	<p>しかし、ほとんど一文である。</p>
前田委員	<p>学校の教師として指導していると、いじめ防止とは当然いじめが起こる前のことだが、いじめは繰り返されることもある。一度起こったいじめをきちんと指導して、繰り返させないという意味からすると、この文章は指導する立場としてはありがたい文章である。いじめを繰り返させないためとするとこの文章は生きてくるが、そこまで載せる必要はないと思うので、起きた後にこのような指導を行うといじめを繰り返す可能性が非常に低くなるという意味合いであれば、指導する側としては、一文であってもありがたいし分かりやすい。</p>
小林委員長	<p>この文章はどうにも動かしようがないという感じもする。今、議論しなければいけないのは基本理念で、考えるべき点は、加害者のケアという視点を加えることである。 防止等というところでは誰が被害者、加害者になるという予測はつかないが、いじめが起きたときの心情や背景について学校が持っている知見を基に未然防止や早期発見に力を</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第7回）

<p>原田副委員長</p>	<p>尽くすということを行っているのだと思うが、違うか。</p> <p>正確には、いじめの防止等とは第2条第2項でいじめの防止と早期発見と対処となっているが、第3条第3項で言っているのはそのうちの対処だけである。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>第3項だけ対処とするとすっきりする。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>ただ、ここだけ対処にすると、他の項とのバランスが悪くなるというのが悩みである。未然防止や早期発見は実際にはこの項ではあまり関係しない、他の項の表現と合わせるためにこの表現をそのまま使っていると理解している。対処という場面で生きてくる条項であり、バランスとして苦心の跡があることは間違いない。</p>
<p>松嶋委員</p>	<p>この第3項を最後に移し、対処とするのはどうか。加害者と被害者だけではなく傍観者もいることを考えると、この位置を最後にする。第4項は「学校における」となっているので、このような例外的なものは下に移すと良いのではないか。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>第3項から例外的なものが始まって良いのだろうが、第4項の後ろに入れても良いか。</p>
<p>事務局（郷古）</p>	<p>今の事務局の案は、基本理念として未然防止からその後の対処を含めた全てが必要であるという考えで提案している。その中で、いじめの対処についてトピックとして検討委員会の中で別建てした方がよいという判断であれば、それは、この条例としてのメッセージ性が出てくることになるものかと考える。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>いじめの傍観者はどちらかと言うと未然防止に影響している。傍観者まで入れると、加害者、被害者はもちろんだが、いじめに関わる関係者と広げてしまうと全員になり、全員に対して保護者も含めて必要な支援を行うというのは大げさである。必要な事案もあるのだろうが、とてもではないが、先生たちの働き方改革もあり、そこまでやれないというのが現実問題としてある。この部分の膨らませ方としては、難しいが、こういう形で進ませて良いか。</p> <p>それでは、その次の保護者の責務に移りたい。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>保護者の責務だが、第8条の第1項、規範意識を養うという表現が分かりづらいのではないかとこのところが前回話題になった。そこで規範意識について、このままの表現で良いか、他の表現にするか、どのような表現が良いかということで、前回終わった。今のところ9番への回答案としては、</p>

<p>川畑委員</p>	<p>第8条第1項の条文を分かりやすく示すために変更するとしている。委員の皆様から御意見をいただきたい。</p> <p>前回、規範意識という言葉は少し硬いと思ったが、条文として規範意識という言葉は柔らかくするのはなかなか思い浮かばなかった。条例であれば規範意識で良いと感じた。</p>
<p>松嶋委員</p>	<p>人間としてしてはいけないことをきちんと守ろうというところで、モラルという言葉はどうか。ただ、条例の中で使う言葉としては、片仮名があまりないのであやふやか。学校の規則だから、町内会のきまりだからではなく、人間としてモラルを守るというのが近いと感じた。</p> <p>この9番の方が規範意識を養っても心の闇は解決しないと書いているが、そこを踏まえなくてはいけない。どのような言い方が適切か分からないが、モラルを教えつつ、その子が心身共に安心して豊かな気持ちで暮らせるように環境を整えることが保護者の役目ではないか。それを指導という言葉にするのは、違和感がある。保護者の役目として子どもの教育に第一義的責任はあるので、子どもにモラルを教え環境を整えることで、この9番の方が言う心の闇が取れるのではないか。</p>
<p>志波委員</p>	<p>規範というのは砕いて言えば守るべき社会のルールである。我々は皆社会人だから、社会の中で必要なルール、それが規範だと思う。置き換えるのはなかなか難しい。また、この規範意識という言葉がなじみにくいのは、まず大人の方が規範意識をもっているのか、どこかのアンケート調査にも出ていたが、社会のルールやマナーを守ることができないのはなぜか、それはできない大人がたくさんいるからであり、そういうことから規範という言葉がなかなか社会に浸透していかないのではないかと思う。</p>
<p>山岸委員</p>	<p>規範意識だけではなく、規範意識並びに人権感覚を養うように努めるという言い方はどうか。人権感覚という言葉が入ると、相手に対する思いやりや温かさが含まれ、温かい人間関係の中で育てることで生まれてくるのではないか。ただ、条文に入れるとなると、柔らかすぎる言葉かとも思う。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>規範意識を指導するという表現には、例えば、キャンプ場のごみを捨てるなどという立て札みたいなイメージがある。エチケット、モラル、ルールなど色々な片仮名があるが、誰も見ていないところ、誰からも文句を言われなくて守らなければならない。規範意識にはそのようなイメージがあるように思う。規範意識や人権感覚は大事な言葉だが、保護者に対してお願いする、指導というよりも養うように努めるものとするというのはどうか。教員などの教育関係者や警察で</p>

<p>山岸委員</p>	<p>あれば指導が必要になるのだろうが。</p> <p>保護者だと指導というよりは育むというようなイメージで養うくらいでも良いのではないか。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>保護者に対しては関わりという言葉を使うこともある。養うように努めるだと、耳で聞いていて心地良い感じがする。規範意識、人権感覚その他必要な、何という言葉にしたら良いかが分からない。</p>
<p>山岸委員</p>	<p>人権感覚等など、温かい人間関係をつくるということが伝われば良いのではないかと思う。</p>
<p>事務局（郷古）</p>	<p>第1項の条文は、国のいじめ防止対策推進法と同じ文言にして、それと同じ責務を保護者が負うという確認規定のような形にしている。国と表現を変えるということは、条例で新たに責務を課すことになるかと考える。ただ、今までの皆さんの意見を伺っていると、表現に関するところなので、責務の内容としてはあまり変わらないのではないかと考える。</p>
<p>前田委員</p>	<p>学校の教員の立場からとすると、条例をしっかりと読み込み、いじめがあったときにはこれを基に指導するということになる。先程も出たがいじめは幅広いから、重大な場合は厳しくきちんと指導する場合もあるし、友達に少し嫌なことをしたというときには少し柔らかくなることもある。ただ、条例に書いてあることが柔らかくて当たりがよくなるだけなら良いが、幅が広くなり濁ってしまうと指導がやりづらくなることもある。この辺りはすっきり分かりやすく、悪いイメージを与えるのであれば、好感のもてる言葉にできれば良いと思う。</p>
<p>山岸委員</p>	<p>ここにはいじめの再発のことではなく、保護する児童等がいじめを行うことがないように書いてある。いじめが初めから起こらないように温かく育ててほしいということを伝えたいのではないかと感じた。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>第2項は、いじめを受けた場合は保護するとなっている。</p>
<p>山岸委員</p>	<p>だから第1項は、いじめが起こらないように防止するため、そういうものをなくすような育て方をするというのが第一の責務になっていて、その次に起こってしまった場合はどうするかとなっているのだと思う。第1項に関しては、そういうことが起こらないように子どもたちを育てていこうという気持ちが伝わればよいのではないかと思う。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>事務局の説明のとおり、ここを変えたとしても法律の方が</p>

	<p>上位だから免れる訳ではない。努力義務とはいえ、ここで新たな責任を負わせるというのはそれなりに重いことなので、この点について私は少し慎重である。一方で、パブリックコメントで、規範意識という言葉がピンとこない、分かりづらいと言われているということ、第8条でいじめを行うことがないように目的がはっきりとしていることから、色々合わせ考えた私の案としては、規範意識を養うための指導その他、を削り、いじめを行うことがないような必要な指導、とすることで、法律の範囲より広がることはなく、分かりづらいと言われた言葉も削られ、目的がはっきりする。</p>
<p>松嶋委員</p>	<p>他の市区町村は2つに分かれている。都のように規範意識を養うための指導その他の必要な指導と書いてあるところと、それとは反対に子どもが心身共に安心して過ごせるように愛情をもって育むものとするというようなポワンとしたところである。先程の前田委員の発言にもあったが、耳触りの良い心地良い言葉に置きかえるでも構わないが、実際に指導として難しくなるのではないか。教員が保護者に愛情をもって育てたかと話すのは難しい。</p>
<p>松嶋委員</p>	<p>愛情をもって育てていないからこういうことになったのではないかという感じになるのは、私たちが言いたいこととは違う。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>思い切って削るということで、すっきりしてくるか。</p>
<p>松嶋委員</p>	<p>指導という言葉が少し引かかる。</p>
<p>事務局（郷古）</p>	<p>規範意識という言葉削除したとしても、削除したことによる効果が見えにくいところである。あくまでもこれはお願いではなく責務が課されるので、保護者に対して新しくこのような責務を課す方が良いという提案であれば変更などした効果があるかと思うが、表現が分かりづらいということであることと、法の規定を確認として規定しているのであれば、事務局としてはこのままでも良いのではないかと考える。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>このようなところで良いか。付け加えることで、良かれと思ったことで息苦しくなるかもしれない。変更はなしということで良いか。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>原案のままの方向でいくのであれば、規範意識という言葉が分かりづらいという意見があったが、規範意識は重要であることについては一致しているところであり、規範意識は重要であるため条文に残したという回答で良いと思う。</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第7回）

<p>小林委員長</p>	<p>残り時間も迫っているので、次にいきたい。 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会と小金井市いじめ問題調査委員会の人数についてである。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>人数については、前回の最後に提案した。元々10人以内となっていたところを5人以内とするのはいかがか。事務局で想定しているのは、学識経験者として大学教授など、法律、心理、福祉、医療の専門家として精神科医という5つの職種の方を委員として想定している。人数が少なくなるが、事務局の考えとしては、人数が多いと重大事態の対処などを考えるときの合意形成を図る際に時間がかかるなど、難しくなるのではないかという懸念がある。また、他市の状況では、今の5つの職種の方々が委員となり、特に問題なく行えているようである。御意見をいただきたい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>いかがか。人数が多いと、まず、集まるだけで大変になる。</p>
<p>志波委員</p>	<p>実際に議論する人数は5人で良いと思う。重大事態が生じて、急に集まる必要な事態になったときに5人が集まれないときはどうなるのか。</p>
<p>事務局（郷古）</p>	<p>教育委員会のいじめ問題対策委員会は常設する予定で考えている。委員会が立ち上がればその体制はできあがっているので、日程調整しながら、速やかに対応できると考えている。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>今回のコロナ禍で分かったことだが、Zoomなどを使うとあっという間に集まることができる。それが良いのかどうかは分からないが、顔を合わせなければいけないと思うと大変だが、その枠が崩れた途端に教授会が楽になり、審議がしやすくなった。</p>
<p>川畑委員</p>	<p>人数は5人くらいで良いと思う。あまり多いと意見がまとまらないということもあると思う。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>もちろん、大人数に聴き取り調査を行わなければならないというときは、別の形を指定すれば良い。5人以内とすることで良いか。 では、最後に手間取るかもしれないが、条例名に移る。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>条例名については、委員の皆様への宿題として前回提示した。事務局としては、条例の目的に沿った条例名を考えていただきたい。条例の目的は第1条に示しているが、「いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進すること」である。事務局では2つの条例名の案を考えた。1つは現在提示している小金井市いじめ防止対策推進条例、もう1つ</p>

<p>松嶋委員</p>	<p>は、前回の協議の中での対策、推進という言葉が硬いという意見を受け、小金井市いじめ防止等に関する条例はどうか。京都市などが同じような名前にしている。</p> <p>小金井市いじめ防止条例はどうか。等と入れると、その後何かあるのかという感じになる。覚えやすく、シンプルにしたい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>シンプルだと言いつ間違いを起こしにくい。いじめ推進と言ってしまう可能性がある。</p>
<p>松嶋委員</p>	<p>どこに等が入るのか分からなくなるというようなトラブルにならないようにしたい。小金井を平仮名にすると柔らかくなるかもしれない。</p>
<p>山岸委員</p>	<p>前文の言葉を使い、小金井いじめのないまちづくり条例はどうか。柔らかすぎるか。</p>
<p>前田委員</p>	<p>全部引っくり返すような話になるが、生活指導主任として学校現場の話をすると、この推進という言葉には結構重きがある。先生方にこういうことが決まったから守ってください、やってくださいと言うよりも、推進してくださいと言うことで、普段から推し進めなければいけない、特に気をつけてやらなくてはいけない、ここにこのように書いてあるから普段からやっていかなくてはいけないと言いやすい。推進が抜けてしまうと何かできただけという感じになるが、推進という言葉がついていると、さあ、みんなやっていきましようという感じになる。</p>
<p>山岸委員</p>	<p>最初の条例名のままで良いのではないか。今、出てきている意見を聞いていると、結局そうなるような気がする。特に変える意味があるのか、いじめ防止対策を推進していくための条例なのだから。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>これが一番伝えたいことを伝えているということであれば、原案通りで良いか。 あとはその他である。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>前回話題になったところとして、今回の協議内容の項目を立てたが、これが最終確認になるので、その他お気づきの点があれば出していただきたい。</p>
<p>松嶋委員</p>	<p>前文だが、宣言や基本方針などの固有名詞は「」でくくったが、その次の「いじめのない小金井市」は強調したくて「」をつけた。ここの「」はなくても良いのではないか。</p>

小林委員長	「いじめのない小金井市」の「」を取ることで良いか。
前田委員	例えば、歩行たばこダメとか色々な条例には罰則があるが、この条例の場合、いじめはしてはいけないとしているが、法的にはどうなるのか。条例違反になるのか。
原田副委員長	条例違反になる。しかし、刑事罰を定めていないので、この条例を根拠に刑事罰がなされるということはない。
前田委員	今の時代、10時でお店やめてくださいって言ってもやめてくれない、それならば名前公表するとなっている。学校として強気で指導できるようになったと思って良いか。
事務局（郷古）	条例では罰則規定を設けていないので、先程の原田副委員長の発言のとおり、この条例違反が直ちに罰則にはなるものではない。
前田委員	私は条例のある他市から来たが、条例があると指導しやすい。ただし、現時点で、学校は東京都からもたくさん指導を受けているので、条例に書かれていることは全て行っている。具体的な事例としていじめていた子が変わったという話があったが、その子の問題点についてカウンセラーなどを交え成育歴から全て関わっていかないと、当然のことながら解決にはならない。この条例に書かれている内容的なことは、学校は全て行っているので、指導が新たに始まることはない。ただ、条例ができることで、先生たちがより意識するので、より素晴らしくなると思う。
原田副委員長	刑事罰がなくても、規範性や倫理観があれば、条例違反と当然言える。例えば、保護者が必要な指導を行わなければ条例違反である、そこまでは言える。努力義務に過ぎないという見方がある反面、努力義務とは言え法的な義務なので、それに違反しているという言い方で追及できる根拠にはなり得る。そういう意味では規範性がある。
小林委員長	<p>4 事務連絡</p> <p>* 次回は9月14日（月）に開催する。</p> <p>ようやく最終のところにごぎつけることができた。みなさんと議論を尽くして、今日で終わりではないけど、非常に学ぶことが多かったと思う。次回が最後になるということを期待して、9月14日を迎えたい。ありがとうございました。</p>